大阪市告示第1203号

次の施設について、大阪市立体育館条例(昭和31年大阪市条例第45号)第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

令和7年8月29日

大阪市長 横山 英幸

施設名	年月	日	供用時間
	令和7年9月2日	(火)から	午前9時から 午後10時まで
	同月5日	(金) まで	
	令和7年9月9日	(火)から	
大阪市立	同月12日	(金) まで	
城東スポーツセンター	令和7年9月17日	(水)から	
第1体育場	同月19日	(金) まで	
	令和7年9月23日	(火)から	
	同月26日	(金) まで	
	令和7年9月30日	(火)	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)